

『令和5年度佐那河内村子育て世帯への独自応援給付金』のご案内

子育て世帯の生活を支援するために、佐那河内村が一時金を支給します！

※高校生まで（H17.4.2～R6.3.31生まれ）のお子様が生計の対象児童となります。

★給付金の支給額

対象児童1人あたり **1万円**

★給付金の支給時期

令和5年11月 から支給を開始します

★支給対象者と申請方法



支給対象者（次の①～⑤にあてはまる佐那河内村民が対象 **基準日：令和5年9月30日**）

①令和5年9月分の
児童手当または特例給付
の支給対象者

- ②**基準日時点で高校生等**（平成17年4月2日～平成20年4月1日生まれ）の児童の養育者
 - ③令和6年3月31日までに生まれた**新生児**の養育者
 - ④**公務員**で対象児童の養育者
 - ⑤所得上限（令和4年6月からの児童手当法等改正により新設）により**特例給付の支給対象外**となった対象児童の養育者（もしくはそれに準ずる者）
- ※上記に記載のある養育者のうち、**生計を維持する程度の高い者**に支給されます。

申請は不要です

佐那河内村から、児童手当等の登録銀行口座等へ振り込みます。

※基準日時点で村に住民登録がある児童手当・特例給付の受給者に限ります。

詳しくは、裏面をご覧ください。

申請が必要です

●申請期間：令和5年10月16日（月）～令和6年3月31日（日）

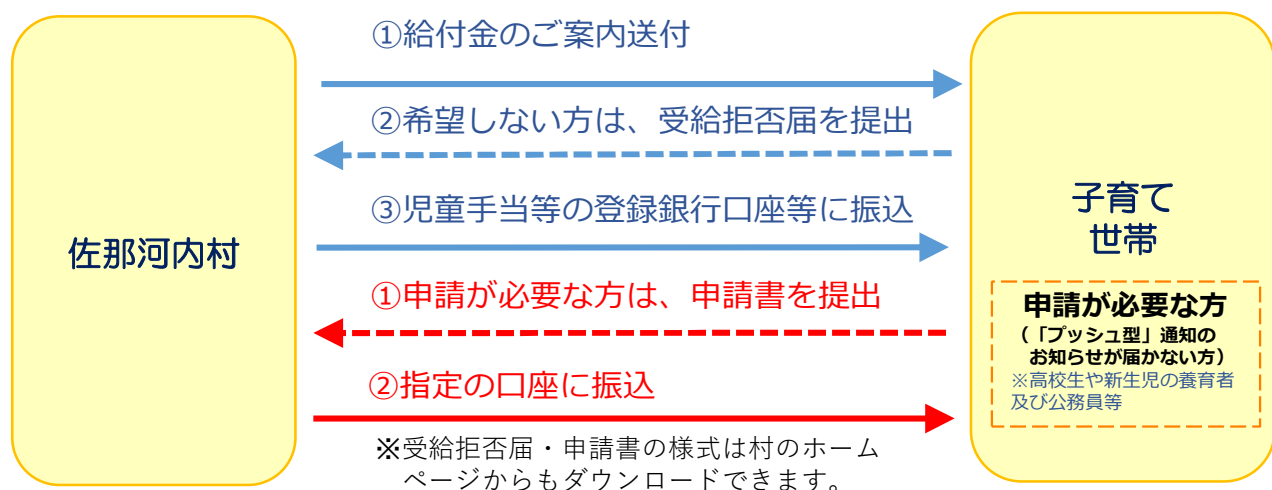
●申請書提出先：住民税務課（郵送可）

高校生等の対象児童のいる世帯に申請書を送付いたします。

※申請書が届いても、支給対象とならないケースもございますので、ご注意ください。

※申請書は村のホームページまたは住民税務課にも備えています。

★支給までの流れは？



★申請が必要なのはどんな場合？

● 申請が必要な場合（※申請者は、父母等のうち、主に生計を維持している方となります。）

- 基準日時点で **高校生等**（平成17年4月2日～平成20年4月1日生まれ）の児童の養育者で、児童手当・特例給付の受給者でない場合
- 令和6年3月31日までに生まれた **新生児**の養育者
- **公務員**で対象児童の養育者
- 所得上限（令和4年6月からの児童手当法等改正により新設）により **特例給付の対象外**となった対象児童の養育者（もしくはそれに準ずる者）

★こんなときはどうなるの？

- 令和5年9月29日までに転出または令和5年10月1日以降に転入した場合は？
基準日（令和5年9月30日）時点で佐那河内村に養育者の住所がない場合は、支給の対象になりません。
- 子どもは佐那河内村に住所はあるが、養育者は他の市町村に住所がある場合は？
養育者の住所が佐那河内村にある方が支給対象となりますので、この場合は対象外となります。
- 令和6年3月31日に出生した場合は、申請ができないの？
やむをえない理由で期限までに申請できない場合は、お早めにご連絡ください。
- DV被害により避難している場合は？
住民税務課にご連絡ください。
- 離婚または離婚協議中で、給付金が実際に監護している者にももらえない場合は？
住民税務課にご連絡ください。
- 所得によって支給対象外になるの？
所得制限及び所得上限はありません。全ての対象児童の養育者が受給対象となります。

「給付金」に関する**振り込め詐欺**や**個人情報**の搾取にご注意ください！